

千里南公園パークカフェ整備事業事業者募集に係る説明会
で行われた質疑応答

| 質問項目 | 質問 | 回答 |
|-------------|--|--|
| 募集要項 P14～15 | 社名を伏せてプレゼンテーションを行う理由はなぜか。 | 会社のイメージ等が提案内容以外の評価に繋がる可能性があり、公平性に欠くと判断したためです。 |
| 募集要項 P 8 | 定期借地で契約を結ぶことは可能ですか。 また、許可の更新間隔が5年は減価償却等を考慮すると短いと考えます。 | 不可能です。都市公園法第5条に基づき、本市から公園施設の設置許可を受けて、運営していただきます。また、吹田市都市公園条例施行規則第13条で許可の期間が5年と定められているため、更新間隔は5年とします。 ただし、「期間の更新は、これを拒否すべき特別の理由がない限り認めるべきであろう。」との記載が都市公園法解説にあり、事業内容の著しい変更や基本協定に反する行為等がない限り、更新は認められると解してください。 許可期間については、本募集要項に記載があるように都市公園法改正の動きもあることから、法や条例が改正された際には再協議を行います。 |
| 募集要項 P 2 | 建物の所有権はどうなりますか。 不動産登記は可能ですか。 | 建物の所有権は事業者です。 不動産登記をしていただきます。 |
| 募集要項 P 8 | 円形広場等でイベントを行う場合は管理許可に該当しますか。 | 本施設以外の園地を活用する場合は行為許可となります。使用料については吹田市都市公園条例別表 |

| | | |
|---------|--|---|
| | | 第5をご確認ください。 |
| 募集要項P 1 | デベロッパーは事業対象者に該当しませんか。 | デベロッパー単体であれば該当しませんが、グループで申込を行い、グループ構成員の中に飲食業に関する施設を運営した実績がある事業者がいれば対象者とします。 |
| 募集要項P 7 | コンビニカフェは対象ですか。 | 現在、展開されているようなコンビニカフェは該当しません。 |
| 募集要項P 5 | 建築面積は500㎡を越えても良いか。 | 不可とします。 |
| 募集要項P 5 | 店舗専用の駐車場の設置は可能か。 | 不可とします。 |
| 募集要項全般 | 市として本事業をきっかけに千里南公園全体の整備に取り組まれると思いますが、具体的に取り組めることはございますか。 | 取り組んでいくつもりですが、現時点で具体的な事については明言できません。 |